

公告第九七六号

健康保険法第四十七条第二号の規定により、平均標準報酬月額（任意継続被保険者の上限標準報酬月額）が左記のとおり決定したので公告する。

平成二八年一〇月二二日

愛知県農協健康保険組合 理事長 吉田 濱



記

一、平均標準報酬月額（平成二八年九月三〇日現在）

三三四，五三四 円

二、標準報酬の基礎となる報酬月額及び適用年月日

(一) 上限標準報酬月額

三四〇 千円

(二) 適用年月日

自：平成二九年四月一日

至：平成三〇年三月三十一日